前計画からの主な変更箇所（尾鷲熊野地域森林計画）

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
	Ⅰ　計画の大綱 １　森林計画区の概況 １）地域の概要	Ⅰ　計画の大綱 １　森林計画区の概況 １）地域の概要
1	（１）地域の概要 尾鷲熊野森林計画区は全国森林計画の熊野川広域流域に属し、本県の最南端部に位置します。尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の２市３町により構成され、区域面積は、県土の17パーセントに当たる99,035ヘクタールです。 北は大台町と大紀町、西は奈良県下北山村・上北山村、南は和歌山県新宮市に接し、東は熊野灘に面しています。 尾鷲地域は木材産業集積地である松阪市に近く、一方、熊野地域は和歌山県新宮市や奈良県吉野郡に接しています。また、大阪へ約100km、名古屋へ約150km圏内の立地となっています。	（１）地域の概要 尾鷲熊野森林計画区は全国森林計画の熊野川広域流域に属し、本県の最南端部に位置します。尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の２市３町により構成され、区域面積は、県土の17パーセントに当たる99,034ヘクタールです。 北は大台町と大紀町、西は奈良県下北山村・上北山村、南は和歌山県新宮市に接し、東は熊野灘に面しています。 尾鷲地域は木材産業集積地である松阪市に近く、一方、熊野地域は和歌山県新宮市や奈良県吉野郡に接しています。また、大阪へ約100km、名古屋へ約150km圏内の立地となっています。
	（省略）	（省略）
5	（４）気象 紀伊山地が北西の季節風をさえぎることや、南東側の熊野灘に流れている暖かい黒潮の影響から、県下では最も温暖で、しかも雨の多い地域となっています。 気候は全般的に温暖多雨であり、特に尾鷲市の年平均降水量は3,970ミリメートルで全国有数の降雨地帯となっています。降雪量は計画区全域にわたって少ないものの、山間部など一部地域で凍結や積雪がみられます。 これらの温暖な気候が均一な年輪を生み出し、多雨が綿密な年輪を生み出すように、温暖多雨な気候が良質な木の生育を助けます。	（４）気象 紀伊山地が北西の季節風をさえぎることや、南東側の熊野灘に流れている暖かい黒潮の影響から、県下では最も温暖で、しかも雨の多い地域となっています。 気候は全般的に温暖多雨であり、特に尾鷲市の年平均降水量は3,849ミリメートルで全国有数の降雨地帯となっています。降雪量は計画区全域にわたって少ないものの、山間部など一部地域で凍結や積雪がみられます。 これらの温暖な気候が均一な年輪を生み出し、多雨が綿密な年輪を生み出すように、温暖多雨な気候が良質な木の生育を助けます。
6	（５）交通 交通体系は、JR紀勢本線が概ね海岸線に沿って本計画区を南北に走っており、名古屋から紀勢本線利用で尾鷲地域まで約２時間半、熊野地域まで約３時間となり、大阪から近鉄～紀勢本線経由ではそれぞれ約３時間、約３時間半となります。	（５）交通 交通体系は、JR紀勢本線が概ね海岸線に沿って本計画区を南北に走っており、名古屋から紀勢本線利用で尾鷲地域まで約２時間半、熊野地域まで約３時間となり、大阪から近鉄～紀勢本線経由ではそれぞれ約３時間、約３時間半となります。

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
	一方、国道42号線は尾鷲市と熊野市を結ぶ約30kmの間は山間部を通るものの、以外は主に紀勢本線に平行して尾鷲地域と熊野地域の沿岸部に並走し、和歌山県新宮市に至っています。これを基軸として国道169号、309号、311号、422号、425号の５路線が縦横に伸び、これらに県道、市町道が有機的に連結しています。 また、紀勢自動車道(尾鷲市と紀北町を結ぶ延長21.2kmの高規格幹線道路)と国道42号熊野尾鷲道路（尾鷲市と熊野市を結ぶ延長24.0kmの一般国道の自動車専用道路）により、本県を縦断する主要地方都市をつなぐ高速道路ネットワークが形成され、経済活動の動脈として活用されています。 尾鷲市まで、名古屋からは東名阪自動車道～伊勢自動車道～紀勢自動車道経由で約170kmであり２時間30分圏、大阪からは名阪国道（国道25号線）～伊勢自動車道～紀勢自動車道経由で約220kmであり、３時間圏となっています。 また、港湾として長島港(紀北町)、引本港(紀北町)、尾鷲港(尾鷲市)、三木里港(尾鷲市)、賀田港(尾鷲市)、二木島港(熊野市)、木本港(熊野市)、鵜殿港(紀宝町)が整備されています。	一方、国道42号線は尾鷲市と熊野市を結ぶ約30kmの間は山間部を通るものの、以外は主に紀勢本線に平行して尾鷲地域と熊野地域の沿岸部に並走し、和歌山県新宮市に至っています。これを基軸として国道169号、309号、311号、422号、425号の５路線が縦横に伸び、これらに県道、市町道が有機的に連結しています。 平成25年度には、災害に強い道路機能の確保や整備周辺地域の産業開発、地域活性化や緊急医療活動に対する支援、また世界遺産の熊野古道のある東紀州地域への観光アクセスの向上等に寄与するものとして、紀勢自動車道(尾鷲市と紀北町を結ぶ延長21.2kmの高規格幹線道路)と国道42号熊野尾鷲道路（尾鷲市と熊野市を結ぶ延長18.6kmの一般国道の自動車専用道路）が全線開通しました。これにより、本県を縦断する主要地方都市をつなぐ高速道路ネットワークが形成され、経済活動の動脈として活用されています。 尾鷲市まで、名古屋からは東名阪自動車道～伊勢自動車道～紀勢自動車道経由で約170kmであり２時間30分圏、大阪からは名阪国道（国道25号線）～伊勢自動車道～紀勢自動車道経由で約220kmであり、３時間圏となっています。 また、港湾として長島港(紀北町)、引本港(紀北町)、尾鷲港(尾鷲市)、三木里港(尾鷲市)、賀田港(尾鷲市)、二木島港(熊野市)、木本港(熊野市)、鵜殿港(紀宝町)が整備されています。
8	（６）人口 令和２年度国勢調査の結果によると、尾鷲熊野森林計画区の人口は65,221人で、県総人口に占める割合は3.7%となっています。三重県全体や他の計画区では、過去には人口増加もみられ、近年はほぼ横ばい傾向にある中で、当該計画区は1985年（昭和60年）以降、減少の一途をたどっています。	（６）人口 平成27年度国勢調査の結果によると、尾鷲熊野森林計画区の人口は71,617人で、県総人口に占める割合は3.9%となっています。三重県全体や他の計画区では、過去には人口増加もみられ、近年はほぼ横ばい傾向にある中で、当該計画区は1965年（昭和40年）以降、減少の一途をたどっています。
9	（７）産業 平成30年度の尾鷲熊野森林計画区の総生産額は199,327百万円で、県内総生産額の2.4%を占めています。第１次産業は10,416百万円で5.2%、第２次産業が38,039百万円で19.1%、第３次産業が150,224百万円で75.6%となっています。他の計画区と比べると、１次産業、２次産業の比率が大きいことがわかります。	（７）産業 平成26年度の尾鷲熊野森林計画区の総生産額は227,694百万円で、県内総生産額の2.4%を占めています。第１次産業は10,086百万円で4.4%、第２次産業が52,993百万円で23.3%、第３次産業が150,224百万円で72.3%となっています。他の計画区と比べると、１次産業、２次産業の比率が大きいことがわかります。

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
10	（８）林業就業者 三重県全体では、1980年（昭和55年）に3,912人いた林業就業者は、2005年（平成17年）には４分の１以下の1,047人まで減少し、2010年（平成22年）では増加に転じたものの、2020年（令和２年）では再び減少し930人となっています。尾鷲熊野森林計画区においても、同じ傾向を示しています。 一方、林業就業者の年齢構成については、三重県全体の傾向として、2010年（平成22）と2020年（令和２）を比べると、40歳未満の割合が減少し、40歳以上の割合が増加しており、高齢化の方向に推移しています。尾鷲熊野森林計画区においても、同じ傾向を示しています。 （省略）	（８）林業就業者 三重県全体では、1980年（昭和55年）に3,912人いた林業就業者は、2005年（平成17年）には３分の１以下の1,047人まで減少し、2010年（平成22年）では増加に転じたものの、2015年（平成27年）では再び減少し1,016人となっています。尾鷲熊野森林計画区においても、同じ傾向を示しています。 一方、林業就業者の年齢構成については、三重県全体の傾向として、2005年（平成17）と2015年（平成27）を比べると、60才以上の割合が減少し、50歳未満の割合が増加しており、若返りの方向に推移しています。尾鷲熊野森林計画区においても、同じ傾向を示しています。 （省略）
13	２）森林・林業の概要 〔現況の数値に変更しています〕 （省略）	２）森林・林業の概要 （省略）
19	３）尾鷲・熊野地域の林業 （１）尾鷲地域の林業 尾鷲地域は平地が極めて少なく、耕地面積は全体の１％程度と農業用地の確保が難しい一方、「紀の国」または「木の国」と呼ばれ、古くから森林に恵まれていました。このため、炭焼きなどの林産物の採取、天然林の伐採といった収奪的林業に始まり、1600年代半ばから植林・育林を行う循環型林業へと移行しました。 また、当地域の発達した海運業を背景に、京都、大阪、江戸等の大都市への荷物輸送が容易であったことが林業の発展に大きく寄与しました。 「尾鷲ヒノキ」は、特に関東大震災においてその強靭性が認識されて以来、関東市場において高い評価を受け、産地銘柄材として流通しています。 本格的な人工林施業が始まって以降、試行錯誤を繰り返しながら、一般的なヒノキの植栽本数の倍以上、6,000本～10,000本/haの密植を行い、枝打ち技術	３）尾鷲・熊野地域の林業 （１）尾鷲地域の林業 尾鷲地域は平地が極めて少なく、耕地面積は全体の１％程度と農業用地の確保が難しい一方、「紀の国」または「木の国」と呼ばれ、古くから森林に恵まれていました。このため、炭焼きなどの林産物の採取、天然林の伐採といった収奪的林業に始まり、1600年代半ばから植林・育林を行う循環型林業へと移行しました。 また、当地域の発達した海運業を背景に、京都、大阪、江戸等の大都市への荷物輸送が容易であったことが林業の発展に大きく寄与しました。 「尾鷲ヒノキ」は、特に関東大震災においてその強靭性が認識されて以来、関東市場において高い評価を受け、産地銘柄材として流通しています。 本格的な人工林施業が始まって以降、試行錯誤を繰り返しながら、一般的な

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
	を駆使し、無節や上小節といった良質な心持ち柱材を生産してきました。近年では 5,000 本/ha 程度の植栽が多くなるなど、密植の程度は低くなってきています。 「尾鷲ヒノキ」として、より付加価値を高めるため長伐期大径化を図り、内装材生産への移行を試みる林家もみられます。平成28年に開催された「伊勢志摩サミット」においては、首脳会議用円卓、国際メディアセンターの檜舞台等の様々な場所に「尾鷲ヒノキ」が利用され、丁寧に人の手を加え育てられた木目の美しさは、海外からも高い評価を受けました。 また、尾鷲地域は日本で初めてＦＳＣ（森林管理協議会）の森林認証を取得した地域でもあり、林床の光環境に配慮した森林管理を行うことで、認証を受けたヒノキ林では、常緑広葉樹の天然林より多い植物種が確認されるなど、優良材生産としての林業先進地だけでなく、環境や生物多様性に配慮した持続可能な林業を推進する地域としても積極的な取組が行われています。 こうした長い歴史と伝統を有する尾鷲ヒノキ林業は、平成29年に農林水産省が創設した「日本農業遺産」に林業分野として初めて認定されています。 （２）熊野地域の林業 熊野地域は吉野、尾鷲の影響を受け、古くから林業が行われてきましたが、心持ち柱の並材や大径材の生産を目指した比較的疎林を特色としてきました。良質な森林土壌と豊富な雨量により、スギの適地として植林が進められ、人工林率は県内平均を大きく上回っています。 歴史的に材の運搬は河川による流送に頼っていたため、採算の合う大径材生産が林業の目的となっており、旺盛な生長もそれを支えてきました。 熊野市五郷町の民有林の一部では、「なすび伐り」（または「なすび選(すぐ)り」）と呼ばれる択伐作業が行われています。この方法は、伐採に高度な技術を要し、台風の被害を受けやすいなどの欠点もありますが、下刈りなどの労力低減や、地力が減退しない、素材は心詰まりで材質が良いという利点があります。「なすび伐り」は歴史ある択伐作業であり、合自然性の健全な複層林施業であるといえます。 昭和58年に熊野原木市場ができ、それまで新宮の木材市場に出荷されていた	ヒノキの植栽本数の倍以上、6,000 本～10,000 本/ha の密植を行い、枝打ち技術を駆使し、無節や上小節といった良質な心持ち柱材を生産してきました。近年では 5,000 本/ha 程度の植栽が多くなるなど、密植の程度は低くなってきています。 「尾鷲ヒノキ」として、より付加価値を高めるため長伐期大径化を図り、内装材生産への移行を試みる林家もみられます。平成28年に開催された「伊勢志摩サミット」においては、首脳会議用円卓、国際メディアセンターの檜舞台等の様々な場所に「尾鷲ヒノキ」が利用され、丁寧に人の手を加え育てられた木目の美しさは、海外からも高い評価を受けました。 また、尾鷲地域は日本で初めてＦＳＣ（森林管理協議会）の森林認証を取得した地域でもあり、林床の光環境に配慮した森林管理を行うことで、認証を受けたヒノキ林では、常緑広葉樹の天然林より多い植物種が確認されるなど、優良材生産としての林業先進地だけでなく、環境や生物多様性に配慮した持続可能な林業を推進する地域としても積極的な取組が行われています。 こうした長い歴史と伝統を有する尾鷲ヒノキ林業は、平成29年に農林水産省が創設した「日本農業遺産」に林業分野として唯一認定されています。 （２）熊野地域の林業 熊野地域は吉野、尾鷲の影響を受け、古くから林業が行われてきましたが、心持ち柱の並材や大径材の生産を目指した比較的疎林を特色としてきました。良質な森林土壌と豊富な雨量により、スギの適地として植林が進められ、人工林率は77％と県内平均を大きく上回っています。 歴史的に材の運搬は河川による流送に頼っていたため、採算の合う大径材生産が林業の目的となっており、旺盛な生長もそれを支えてきました。 熊野市五郷町の民有林の一部では、「なすび伐り」（または「なすび選(すぐ)り」）と呼ばれる択伐作業が行われています。この方法は、伐採に高度な技術を要し、台風の被害を受けやすいなどの欠点もありますが、下刈りなどの労力低減や、地力が減退しない、素材は心詰まりで材質が良いという利点があります。「なすび伐り」は歴史ある択伐作業であり、合自然性の健全な複層林施業であるといえます。 昭和58年に熊野原木市場ができ、それまで新宮の木材市場に出荷されていた

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
	木材が熊野原木市場に集まるという流通図式となりました。平成12～14年にかけて年間取扱量は４万㎥を超えることもありましたが、その後は木材価格の下落などに伴って減少し２万㎥台で推移していました。しかし、ここ数年は、価格変動はみられるものの、取扱量については高い水準を維持しており、令和３年度は３万４千㎥と最盛期に迫る取扱量となっています。	木材が熊野原木市場に集まるという流通図式となりました。平成12～14年にかけて年間取扱高は４万m3を超えることもありましたが、その後は木材価格の下落などに伴って減少し２万m3台で推移していました。しかし、ここ数年は取扱高を増加させており、平成28年度には３万９千m3と最盛期に迫る勢いとなっています。
21	２　前計画の実行結果の概要及びその評価 （省略）	２　前計画の実行結果の概要及びその評価 〔前計画の前期５ヵ年分（H29～R3）の計画量及び実行量を記載しました〕 （省略）
	３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 （省略）	３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 （省略）
25	２）林業・森林管理の現状と目指すべき方向性 （１）三重県の森林の現状 三重県の森林面積は37万２千haと県土の約64%を占めており、そのうち約94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は21万８千haで民有林の約63%を占めています。しかし、木材価格の低迷や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題も生じています。	２）林業・森林管理の現状と目指すべき方向性 （１）三重県の森林の現状 三重県の森林面積は37万２千haと県土の約64%を占めており、そのうち約94%は民有林です。さらに、民有林のうちスギ、ヒノキを中心とする人工林は21万８千haで民有林の約63%を占めています。しかし、木材価格の低下や人件費・燃料代等の経費の上昇のため、採算が取れない森林が増えてきており、森林所有者の林業経営に対する意欲が減退し、間伐等の手入れが十分に行われていない放置林分や造林未済地等が増加しています。また、境界や所有者が把握できない森林やシカ等野生獣による被害の増加などの問題も生じています。
	（２）三重県の森林・林業に係る施策 三重県では2019（平成31）年３月に策定された「三重の森林づくり基本計画2019」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下の施策を展開しています。	（２）県が目指す林業・森林の姿
	イ林業の持続的発展	イ林業の持続的発展

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
26	①林業および木材産業等の振興 林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。 また、林業の持続的な発展を図るため、主伐・再造林や搬出間伐の推進、森林作業道の整備、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。 ③県産材の利用の促進 県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発に取り組みます。また、「三重の木づかい条例」に基づき、日常生活や事業活動における積極的な木材利用の促進、発注者への働きかけによる公共建築物の木造・木質化の促進、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援に取り組みます。	①林業および木材産業等の振興 林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。 また、林業の持続的な発展を図るため、搬出間伐や森林作業道の整備、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。 ③県産材の利用の促進 県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援、公共建築物の木造・木質化を促進します。 また、未利用間伐材などの有効活用のため、市町や森林組合、NPOなどと連携した「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
29	ウ 森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興 森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。 森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進やガイドブックの作成等による情報発信を進めます。 また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を実践できる指導者の養成、「みえ森林教育ステーション」の認定制度による森林教育の場づくり等の取組を進めます。	ウ 森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興 森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。 森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進やガイドブックの作成等による情報発信を進めます。 また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を実践できる指導者の養成等の取組を進めます。

<table>
<tr><th>頁</th><th>本計画（令和４年12月樹立）</th><th>前計画（令和３年12月変更）</th></tr>
<tr><td>29</td><td>Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域

（省略）

表９計画の対象とする森林の区域

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>面積</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">総計</td><td>74,192.79</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">市町別内訳</td><td>尾鷲市</td><td>14,925.81</td><td></td></tr>
<tr><td>紀北町</td><td>18,007.88</td><td></td></tr>
<tr><td>熊野市</td><td>29,628.77</td><td></td></tr>
<tr><td>御浜町</td><td>5,603.74</td><td></td></tr>
<tr><td>紀宝町</td><td>6,026.59</td><td></td></tr>
</table></td><td>Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域

（省略）

表11計画の対象とする森林の区域

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>面積</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">総計</td><td>74,190.71</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">市町別内訳</td><td>尾鷲市</td><td>14,933.86</td><td></td></tr>
<tr><td>紀北町</td><td>18,009.40</td><td></td></tr>
<tr><td>熊野市</td><td>29,621.62</td><td></td></tr>
<tr><td>御浜町</td><td>5,598.49</td><td></td></tr>
<tr><td>紀宝町</td><td>6,027.34</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>30</td><td>第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標
森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。
その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮します。また、ICT及び森林GISの効果的な活用にも取り組みます。
森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益</td><td>第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標
森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。
その際、生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の増加等の社会情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮します。また、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用にも取り組みます。
森林の有する主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能などの公益</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>本計画（令和４年12月樹立）</th><th>前計画（令和３年12月変更）</th></tr>
<tr><td></td><td>的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</td><td>的機能及び木材等生産機能に分けられ、望ましい森林の姿は次のとおりとします。</td></tr>
<tr><td>31</td><td>（２）森林の整備及び保全の基本方針
森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。
尾鷲熊野森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高く、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配意し、多様な木材需要に弾力的に対応できるような森林経営を推進することとします。
また、多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</td><td>（２）森林の整備及び保全の基本方針
森林の整備及び保全の推進に当たっては、自然条件、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。
尾鷲熊野森林計画区は、全般に地形が急峻であるが、温暖多雨で、スギ・ヒノキ等の集約的な育成単層林を維持する施業が展開され、林業の成熟度が高く、適切な除伐・間伐の実施や適確な更新の確保、保護樹帯の適切な配置等、地力の維持及び山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配意し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期化等を推進することとします。
また、多雨な気候条件など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとします。</td></tr>
<tr><td>36</td><td>（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
第10表　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
単位　面積：ha　蓄積：千m3
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>現況</th><th>計画期末</th></tr>
<tr><td rowspan="3">面積</td><td>育成単層林</td><td>52,548</td><td>51,771</td></tr>
<tr><td>育成複層林</td><td>30</td><td>810</td></tr>
<tr><td>天然生林</td><td>19,668</td><td>19,584</td></tr>
<tr><td colspan="2">森林蓄積</td><td>19,678</td><td>21,179</td></tr>
</table>
（省略）</td><td>（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
第12表　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
単位　面積：ha　蓄積：千m3
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>現況</th><th>計画期末</th></tr>
<tr><td rowspan="3">面積</td><td>育成単層林</td><td>52,580</td><td>52,440</td></tr>
<tr><td>育成複層林</td><td>26</td><td>147</td></tr>
<tr><td>天然生林</td><td>19,657</td><td>19,579</td></tr>
<tr><td colspan="2">森林蓄積</td><td>18,840</td><td>19,827</td></tr>
</table>
（省略）</td></tr>
<tr><td>49</td><td>第３　森林の整備に関する事項
３　間伐及び保育に関する事項
（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るた</td><td>第３　森林の整備に関する事項
３　間伐及び保育に関する事項
（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るた</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>本計画（令和４年12月樹立）</th><th>前計画（令和３年12月変更）</th></tr>
<tr><td></td><td>め、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、高性能林業機械の導入など施業の省力化・効率化に努めることとします。

（省略）</td><td>め、間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。また、列状間伐の導入など施業の省力化・効率化に努めることとします。

（省略）</td></tr>
<tr><td>52</td><td>【保育の標準的な施業体系】
一般的な施業体系では、下刈り７～10回、除伐３～５回、つる切り１～２回、枝打ち３～６回行います。
なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、必要に応じて行うこととします。</td><td>【保育の標準的な施業体系】
一般的な施業体系では、下刈り７～10回、除伐３～５回、つる切り１～２回、枝打ち３～６回行います。
なお、この表は、目安を示したものであり、実施にあたっては画一性を排除し、必要に応じて行うこととします。</td></tr>
<tr><td>66</td><td>５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
表17　基幹路網の現状
単位　延長：km
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>路線数</th><th>延長</th></tr><tr><td colspan="2">基幹路網</td><td>222</td><td>489</td></tr><tr><td></td><td>うち林業専用道</td><td>1</td><td>1.0</td></tr></table></td><td>５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
表19　基幹路網の現状
単位　延長：km
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>路線数</th><th>延長</th></tr><tr><td colspan="2">基幹路網</td><td>225</td><td>496</td></tr><tr><td></td><td>うち林業専用道</td><td>1</td><td>0.5</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>70</td><td>６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
三重県の林業就業者は年々減少を続けているとともに、高齢者が高い割合を占めています。</td><td>６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
三重県の林業従事者は年々減少を続けているとともに、現在従事している作業者についても若返りの傾向がみられるものの、依然として高齢者が高い割合を占めています。</td></tr>
</table>

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
	健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業就業者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。 新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。 新たに林業に就業する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、平成31年度に開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。 また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。	健全な森林を維持するとともに、主伐を促進し木材生産量を増大させていくためには、新たな林業従事者の確保及び養成と架線集材などの高度な技術の伝承が必要不可欠です。 新規雇用の促進と就業者の定着を図るために、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等、雇用管理の改善を図るとともに、就業希望者への情報の提供や定住化のための住宅の提供など、就業環境の整備、各種社会保障制度の充実、技術向上のための研修、技能等の客観的評価の促進などの条件整備を推進することとします。 新たに林業に従事する者の確保及び養成については、就業相談会の開催や就業体験等を実施するほか、平成31年度に開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、技能・技術の習得のための計画的な研修を行うこととしています。 また、関係者が一体となって年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるほか、経営の多角化や合併・協業化、生産性の向上等による事業の合理化を促進するとともに、経営方針の明確化や生産管理手法の導入などを通じた林業経営基盤の強化により、地域において長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体を育成することとします。さらに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組みます。
71	（５）林産物の利用の促進のための施設の整備関する方針 木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立に努めることとします。 また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、合法伐採木材の流通及び利用等を通じ、品質や性能が明確な需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めることとします。	（５）林産物の利用の促進のための施設の整備関する方針 木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえ、森林所有者等から木材加工業者等に至る需要に応じた効率的で安定した取引関係の確立に努めることとします。 また、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や木材加工業者、工務店等が連携した取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大等を通じ、品質や性能が明確な需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めることとします。

<table>
<tr><th>頁</th><th>本計画（令和４年12月樹立）</th><th>前計画（令和３年12月変更）</th></tr>
<tr><td>72</td><td>
第４　森林の保全に関する事項
１　森林の土地の保全に関する事項
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表19 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
単位　面積：ha
<table>
<tr><th colspan="2">所在</th><th rowspan="2">面積</th><th rowspan="2">留意すべき事項</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>市町</th><th>地区</th></tr>
<tr><td>尾鷲市</td><td>－</td><td>5,905</td><td rowspan="5">（省略）</td><td rowspan="5">水源かん養保安林
土砂流出防備保安林
土砂崩壊防備保安林</td></tr>
<tr><td>紀北町</td><td>－</td><td>9,961</td></tr>
<tr><td>熊野市</td><td>－</td><td>7,461</td></tr>
<tr><td>御浜町</td><td>－</td><td>394</td></tr>
<tr><td>紀宝町</td><td>－</td><td>487</td></tr>
</table>
（省略）
</td><td>
第４　森林の保全に関する事項
１　森林の土地の保全に関する事項
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

表21 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
単位　面積：ha
<table>
<tr><th colspan="2">所在</th><th rowspan="2">面積</th><th rowspan="2">留意すべき事項</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>市町</th><th>地区</th></tr>
<tr><td>尾鷲市</td><td>－</td><td>5,862</td><td rowspan="5">（省略）</td><td rowspan="5">水源かん養保安林
土砂流出防備保安林
土砂崩壊防備保安林</td></tr>
<tr><td>紀北町</td><td>－</td><td>9,932</td></tr>
<tr><td>熊野市</td><td>－</td><td>7,112</td></tr>
<tr><td>御浜町</td><td>－</td><td>388</td></tr>
<tr><td>紀宝町</td><td>－</td><td>470</td></tr>
</table>
（省略）
</td></tr>
<tr><td>81</td><td>
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項
イ保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針
森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。
また、市町村森林整備計画において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。
なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。
</td><td>
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項
イ保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針
森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、当該森林の自然条件、地域の実情、森林レクリエーションの動向、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。
また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めることとします。
なお施設は周囲の景観との調和を図るため、木材、ウッドチップなどの自然素材を使用することを基本とし、現地発生材や県産材を積極的に使用するものとします。また、施設においては森林に関する展示などを行い、来訪者が森林文化を学べるよう配慮することとします。
</td></tr>
</table>

頁	本計画（令和４年12月樹立）	前計画（令和３年12月変更）
82	第６　計画量等 〔全国森林計画に即した計画量としました〕	第６　計画量等